令和元年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課













本日の説明の内容

- 1. グリーン購入法の概要
- 2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について



グリーン購入とは

- ①購入の必要性を十分に考え
- ②必要な場合は品質や価格だけでなくできるだけ環境への負荷の少ない製品やサービスを
- ③ 環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入

環境問題を消費者の適切な選択により解決することができる実践的な取組



必要性を十分考え

環 境 負 荷 が 少 な い 製 品 や サービスを選択し 環境負荷の 低減に努める 事業者から 優先的に購入



1. グリーン購入法の概要



グリーン購入法の概要①(法の目的)

目的(法第1条)

環境負荷の低減に資する物品・役務 (環境物品等)について、



○国等の公的部門における調達の推進



環境物品等 への需要の 転換の促進

○環境物品等に関する情報の提供 等



環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築



グリーン購入法の概要②(責務、基本方針、調達方針等)

国及び独立行政法人等

責務(法第3条)

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ▶ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定(法第6条) グリーン購入の推進に関する基本的事項等



- ◇重点的に調達を推進すべき環境 物品の種類(特定調達品目)
- ◇判断の基準及び基準を満たす物品等(特定調達物品等)の調達の推進に関する事項等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- → 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達 方針を定め・公表(法第7条)
- → 調達方針に基づき調達を推進
- → 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣 に通知(法第8条)



(取組が不十 分な場合) 環境大臣が 各大臣等に 必要な要請 (法第9条)

グ環境省グリーン購入法の概要③(地方公共団体等の貴務等)

地方公共団体等

責務(法第4条) ≥ グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進(法第10条)

- → 調達方針の作成
 - ➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- → 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務(法第5条) ●可能な限り環境物品等の選択に努める



グリーン購入法の概要④(調達時の配慮、情報提供

調達に当たっての配慮(法第11条)

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やす ことのないよう配慮

情報の提供(法第12条、13条)

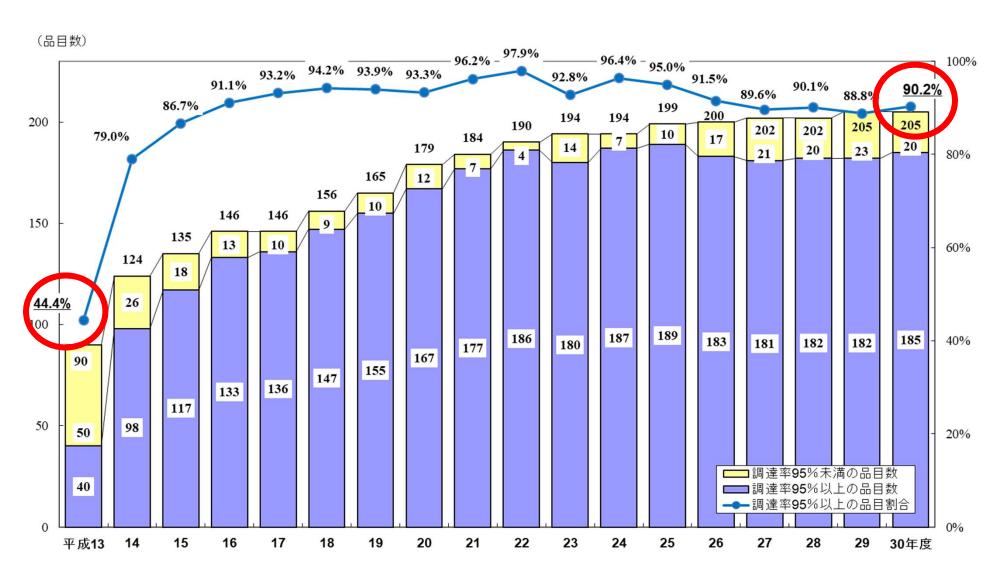
- ○事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- ○環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を 踏まえた情報の提供

情報の整理等(法第14条、附則2項)

- ○国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- ○政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

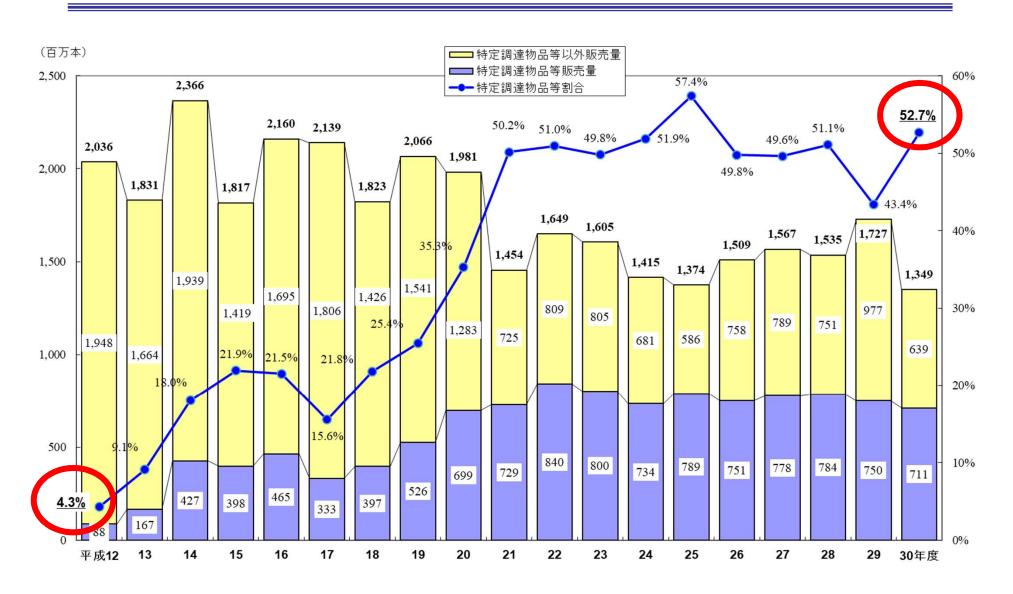


国等の機関の調達実績の推移



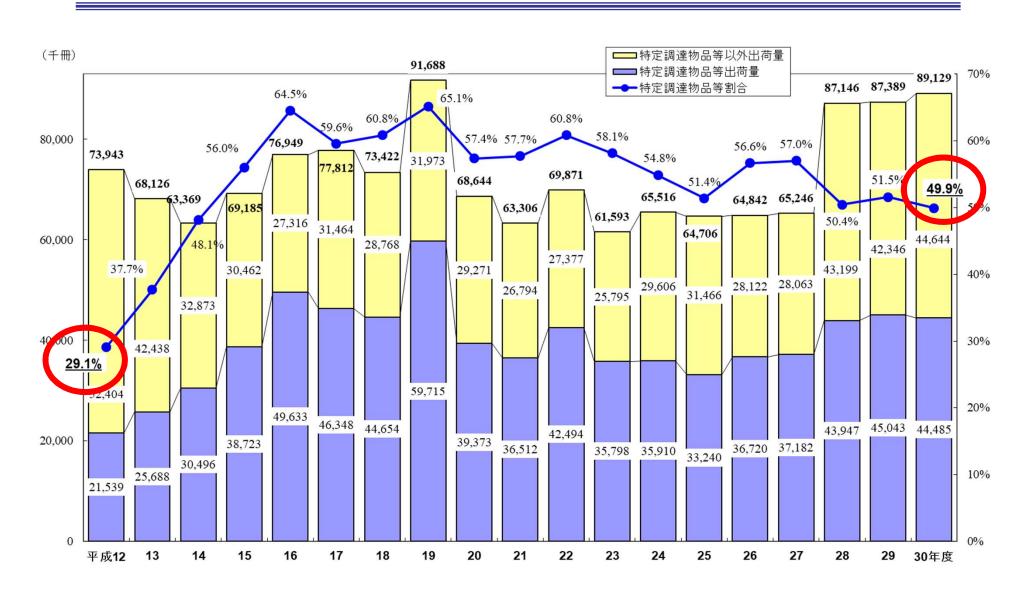


特定調達物品の国内販売量及び割合(シャープペンシル替芯)





特定調達物品の国内出荷量及び割合(プラ製ファイル)



判断の基準と配慮事項



判断の基準

- - → ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - → 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項 について設定 ⇒ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点 から、同一事項において複数の基準値を設定
 - ◆ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの
 - より高い環境性能を示すものとして

○ 最低限満たすべきものとして

「基準値1」 「基準値2」

配慮事項

- 参 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
 - ◆ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等(グリーン購入法に適合する物品・サービス)であるための基準
基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達 物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ま しい事項

2段階基準に係る目標設定状況(令和元年度)



■ 2段階基準について

→ 令和元年度の基本方針より、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、エアコンディショナー(業務 用)及びLED照明器具(投光器、防犯灯を除く)の5品目について、2段階の 判断の基準を設定

基準値1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、 当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達 を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、 各機関において調達を行う <u>最低限の基準</u> として示すもの

■ 2段階基準に係る令和元年度の調達目標設定の取扱い

- → 目標値=(基準値1の台数+基準値2の台数)/調達総量(台数)(%)
- → 基準値1及び基準値2の個別の目標値設定は任意。ただし、調達実績は基準値 1及び基準値2の発注ごとに集計することとしている

■ 各府省庁等※の令和元年度目標設定状況

- → 5機関が具体的な基準値1の目標値を設定
- → 具体の数値ではないが、4機関が可能な限り基準値1にすることを明記
 - ※ 司法府(最高裁判所)、立法府(国会等)及び行政府(中央官署)の計26機関

特定調達物品等の採用することによる効果(例)



特定調達物品等を採用することによる環境負荷低減効果の例

例1:トイレットペーパー等

例2:高炉セメント

→ <u>製造時のCO2排出量低減</u>※ <u>温室効果ガスの排出削減</u>に寄与

※ (参考) セメントのLCI データの概要(一般社団法人 セメント協会、2019年2月19日) http://www.jcassoc.or.jp/cement/4pdf/jg1i_01.pdf (2020年1月閲覧)

例3:電気冷蔵庫

→ 高い省エネ性能(省エネ法4つ星相当)+特定の化学物質使用を制限

<u>温室効果ガス排出削減</u>+化学物質による<u>環境汚染対策</u>に寄与

グリーン購入法の適合品を選択することで多面的な環境 保全に寄与することが可能

【留意点】環境性能以外の性能への配慮



環境性能を高めた代わりに、それ以外の性能・品質にトレードオフの関係が生じている製品の場合、<u>使用用途によっては環境負荷が高くなる</u>ことに留意が必要

例:<u>再生材を高く配合している</u> 代わりに <u>直射日光に低い</u> 製品

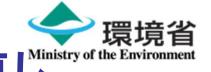
 室内で使用する場合 劣化等しなければ長持ちし 環境負荷は低いが 屋外で使用する場合 劣化により交換が多発し 環境負荷は高くなる

環境負荷を低減するにはただ環境性能の高低だけで 判断するのではなく、<u>使用用途や使用環境に応じ、</u> <u>適切な性能・品質を持つ製品を選択する</u>ことが重要



2. 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について

- ① 分野横断的な対応
- ② 特定調達品目の新規追加・削除
- ③判断の基準等の見直し品目



特定調達品目に係る判断の基準等の見直じ 「「いった」」 「いった」 特定調達品目に係る判断の基準等の見直じ

1品目を特定調達品目に追加 2品目を特定調達品目から削除 37品目の判断の基準等の見直し 加えて文具類共通の基準の見直し



22分野275品目



- ① 分野横断的な対応
 - a. プラスチック資源循環戦略への対応
 - b. 特定の化学物質に係るJIS規格改定への対応
 - c. JIS規格の名称変更への対応
- ② 特定調達品目の新規追加・削除
- ③ 判断の基準等の見直し品目

a. プラスチック資源循環戦略への対応



■ 「プラスチック資源循環戦略」を政府として策定(令和元年5月31日)

→ 背景

- □ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が 世界的課題
- □ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

→ 重点戦略

- 1. <u>プラスチック資源循環</u>(①リデュース等の徹底、②効果的・効率的で持続可能なリサイクル、③再生材・バイオプラスチックの利用促進)
- 2. <u>海洋プラスチック対策</u>(①ポイ捨て・不法投棄の撲滅、陸域における廃棄物適正処理、②マイクロプラスチック流出抑制対策、③海洋ごみの回収処理、④代替イノベーションの推進、⑤海洋ごみの実態把握)
- 3. <u>国際展開</u>(①途上国における海洋プラスチックの発生抑制等の対策支援、 ②地球規模のモニタリング、③研究ネットワークの構築)
- 4. <u>基盤整備</u>(①社会システムの確立、②資源循環関連産業の振興、③技術開発、④調査研究、⑤連携協働、⑥情報基盤、⑦海外展開基盤)

【参考】プラスチック資源循環戦略のマイルストーン



■ プラスチック資源循環戦略におけるマイルストーン

〈リデュース〉

①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤2030年までに再生利用を倍増
- ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
- → マイルストーンの達成に向けた施策の1つとして「可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックにおけるバイオマスプラスチックの使用」も具体的に明記
- グリーン購入法は国・地方公共団体等による環境用品等の率先的な公共調達を推進する立場から、再生材・バイオプラスチックの需要の拡大や、リデュース等を通じた海洋プラスチック対策等への貢献を期待されているところ。

b. 特定の化学物質に係るJIS規格改定への対応



- 2017年のストックホルム(POPs)条約第8回締約国会議でDecaBDEが附属書A(廃絶)に追加。我が国は既に化審法において製造・輸入及び使用が禁止
 - ▶ JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)を改正。これまでの2008年版の規格から最新の規格を参照することに変更。なお、JIS C 0950の対象となる機器以外についても化学物質管理の観点から判断の基準等を設定

分野	対 応 品 目
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、 プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置※1、ディスプレイ
オフィス機器等	シュレッダー※1、デジタル印刷機※1、電子式卓上計算機
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ
エアコンディショナー等	エアコンディショナー
照明	LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯
設備	太陽光発電システム※2
役務	印刷※3、飲料自動販売機設置、印刷機能等提供業務※4

注:下記の※1~※4以外は「特定の化学物質の含有率基準値」を判断の基準として設定(22)

※1:配慮事項として設定(3) ※2:特定の化学物質含有の二次電池に係る配慮事項として設定(1)

※3:インキの化学安全性に係る判断の基準として設定(1) ※4:導入する機器の判断の基準として設定(1)

【参考】JIS C 0950:2008について



JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)

表A.1 特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値

特定の化学物質	│ │化学物質記号 │	算出対象物質	含有率基準値 (wt%)
鉛及びその化合物	Pb	鉛	0.1
水銀及びその化合物	Hg	水銀	0.1
カドミウム及びその化合物	Cd	カドミウム	0.01
六価クロム化合物	Cr(VI)	六価クロム	0.1
ポリブロモビフェニル	PBB	ポリブロモビフェニル	0.1
ポリブロモジフェニルエーテル	PBDE	ポリブロモジフェニルエーテル	0.1

附属書 B JIS C 0950:2008の除外項目

- 1)~9) 略
- **10)** ポリマー用途の<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>
- 11) 略

c. JIS規格の名称改定への対応



- 従前の鉱工業品等に加え、標準化対象にデータ、サービス、経営管理等を追加し 法律名を「工業標準化法」から「産業標準化法」に改正。<u>昨年7月1日に施行</u>
- 「<u>日本工業規格(JIS)</u>」から「<u>日本産業規格(JIS)</u>」に変更

基本方針において「日本工業規格」としていた記載をすべて「JIS」に統一

工業標準化法の産業標準化法への改正に伴い用語を変更した品目

分野	品目
オフィス家具等	□ 棚、収納用什器(大部分の材料が金属類のもの) □ いす、机、棚、収納用什器、ローパーティション、コート ハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード(木質 のもの)
自動車等	2サイクルエンジン油
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム



- ① 分野横断的な対応
 - a. プラスチック資源循環戦略への対応
 - b. 特定の化学物質に係るJIS規格改定への対応
 - c. JIS規格の名称変更への対応
- ② 特定調達品目の新規追加・削除
- ③ 判断の基準等の見直し品目

② 特定調達品目の新規追加【1/2】



プラスチック製ごみ袋 【新規追加の背景等】

- 我が国の一般廃棄物の総処理量の約8割が焼却(平成29年度)
 - 総処理量4,085万½のうち<u>直接焼却量は3,280万½</u>(80.3%)
- ごみ袋の国内需要
 - <u>ごみ袋の国内の需要量は約30万~</u>(平成30年の見込みは家庭用ごみ袋 117千~、業務用ごみ袋113千~、地方公共団体指定ごみ袋60千~)
 - → ごみ袋の主原料はポリエチレン(PE)であり、植物由来プラスチック (バイオポリエチレン)への切替が可能
 - → 3.14g-CO2/樹脂gのCO2の削減効果(カーボンニュートラル)が期待
- **■** プラスチック資源循環戦略におけるごみ袋のバイオマス化等
 - 可燃ごみ用指定収集袋などの<u>焼却せざるを得ないプラスチックは、原則としてバイオマスプラスチックが使用</u>されるよう取り組む
 - 再生材・バイオプラスチック市場の実態を把握しつつ、<u>グリーン購入法等</u> に基づく国・地方公共団体による率先的な公共調達



国等の機関自らのCO2排出削減、可燃ごみ用指定収集袋を含めた市場転換の促進、さらに2030年を見据えた配合率の向上

② 特定調達品目の新規追加【2/2】



プラスチック製ごみ袋の概要等 【対象・判断の基準等】

- 「ごみ袋等」を新たな分野として設定
- 対象範囲
 - 一般の行政事務において発生した廃棄物の<u>焼却処理に使用することを想定</u>し たプラスチック製のごみ袋
 - 他の法令において満たすべき品質や基準等を規定、地方公共団体が一般廃棄 物処理に当たって指定、その他特殊用途等の場合には適用除外
- 判断の基準
 - ① いずれかの要件を満たすこと
 - ア. <u>植物を原料とするプラスチック</u>であって環境負荷低減効果が確認された ものがプラスチック重量の**10%以上**使用
 - イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用
 - ② 上記①に関する情報の表示
- 配慮事項
 - ① シートの薄肉化等の軽量化
 - ② 植物由来プラスチックの配合率が可能な限り高い
 - ③ 製品の包装又は梱包における環境負荷低減への配慮

備考5:判断の基準②の「情報の提供」とは、植物を原料とするプラスチックの配合率又は再生プラスチックの配合 率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウエブサイト等において提供されていること

プラスチック製ごみ袋① [p.261]



プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
プラスチック製ごみ袋	 【判断の基準】 ① 次のいずれかを満たすこと。 ア. <u>植物を原料とするプラスチック</u>であって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の<u>10%以上</u>使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の<u>10%以上</u>使用されていること。 ② 上記①ア又は①イに関する情報が表示されていること。 【配慮事項】 ① シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ② 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

プラスチック製ごみ袋②



プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。
 - 2 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 3 「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量に<u>バイオベース合成ポリ</u> マー含有率 (プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原 料分の重量の割合)を乗じたものとする。
 - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部 又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用し たものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 5 判断の基準②の「情報の表示」とは、判断の基準①アの植物を原料とするプラスチックの配合 率又は判断の基準①イの再生プラスチックの配合率が<u>製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウエブサイト等</u>において提供されていることをいう。
 - 6 判断の基準①アの<u>植物を原料とするプラスチックの配合率に係る基準については</u>、「プラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日)」に基づき、判断の基準を満たす製品の<u>市場動向を</u> <u>勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げる</u>ものとする。

【参考】バイオベース合成ポリマー含有率



バイオベース合成ポリマー含有率

植物を原料とするプラスチック(又は合成繊維)に含まれる植物由来原料分の重量

プラスチック重量 (又は繊維部分全体重量)

- → 植物由来のプラスチック又は合成繊維の環境負荷低減効果は、化石資源由来の原料を植物由来に代替することにより得られる
- ▶ 植物由来原料の割合(バイオベース合成ポリマー含有率)は環境負荷低減効果に 関連する指標の一つ



植物由来プラスチック(又は合成繊維)配合率の評価のみならず、 バイオベース合成ポリマー含有率を評価することが重要

植物由来原料分はプラスチック(又は合成繊維)の種類によって異なる

例1)植物由来PE(ポリエチレン)、PLA(ポリ乳酸)

植物由来プラスチック60%

例2) 植物由来PET (ポリエチレンテレフタレート)

植物由来プラスチック60%

植物由来原料分60%

(バイオベース合成ポリマー含有率)

植物由来原料分 約20%

(バイオベース合成ポリマー含有率)

【参考】バイオベース合成ポリマー含有率の確認



■ バイオベース合成ポリマー含有率の求め方

- 化石資源由来のプラスチック (合成繊維) と植物由来のものを外観から区別することは困難 (分子量や物性に差がない)
- 2015年4月にバイオマスプラスチックの含有率の計算方法の国際規格が ISO16620シリーズ (Plastics -- Biobesed content --) として発効
 - ▶ バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2又はASTM D6866に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の値及 び成分組成を用い、ISO16620-3に規定される方法により算出

14C法:自然の生物圏内において放射性同位体である炭素14 (14C) の存在比率が一定に保たれていることを利用し、動植物の化石などの年代測定を行う手法。この手法を応用することで、化石資源由来の炭素と、動植物由来の炭素の割合を求めることが可能

バイオベース合成ポリマー含有率の適合確認について

- □ 合成ポリマーでない動植物由来の材料(木質、ウール、綿等)は、上記の方法ではバイオベース合成ポリマーと区別ができない
- □ 上記のような材料と、植物由来のプラスチック又は合成繊維の複合製品については、 最終製品段階で、バイオベース合成ポリマー含有率の測定・分析が難しい場合が多い



植物由来のプラスチック又は合成繊維は、原料樹脂の段階でバイオベース合成ポリマー含有率を測定・算出し、その結果を根拠として 最終製品の適合証明・確認を行うことが望ましい

② 特定調達品目からの削除



ETC対応車載器、カーナビゲーションシステムの削除理由等

■ 導入促進を目的

→ 両品目とも特定調達品目として追加した当時(平成14年度)は導入促進が目的であり、判断の基準として「定義」のみを記載

■ ETC利用率・利用台数の大幅な向上

→ ETC対応車載器は新規追加した当初の平成14(2002)年4月の高速道路における利用率2.0%、利用台数115千台であったが、令和元年4月には利用率92.1%、利用台数9,381千台と大幅に増加。既に汎用化

■ カーナビゲーションシステムの普及拡大

- → カーナビゲーションシステムは新規追加した当初の平成14(2002)年の 国内出荷台数は2,223千台であったが、平成30(2018)年には6,144 千台(約2.8倍)と増加
- → 平成30(2018)年の自動車(特殊車・トレーラー等を除く)の新車販売 台数は5,217千台であり、中古車への搭載や買替需要はあるものの、カー ナビゲーションシステムの出荷台数が新車販売台数を上回る状況



既に両品目ともに汎用化しており、当初の目的であった当該品目の導入促進は達成。今般の基本方針の見直しにおいて削除



- ① 分野横断的な対応
 - a. プラスチック資源循環戦略への対応
 - b. 特定の化学物質に係るJIS規格改定への対応
 - c. JIS規格の名称変更への対応
- ② 特定調達品目の新規追加・削除
- ③ 判断の基準等の見直し品目

判断の基準等の見直し品目一覧1



分野	品目
文具類(-)	文具共通(主要材料がプラスチックの場合等)
オフィス家具等(-)	いす、机、棚、収納用什器(棚以外)、ローパーテーション、 コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード
画像機器等(8)	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、 プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ
電子計算機等(3)	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ
オフィス機器等(4)	シュレッダー、デジタル印刷機、電子式卓上計算機、一次電池又 は小形充電式電池
移動電話等(3)	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品(4)	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ
エアコンディショナ―等(1)	エアコンディショナー
温水器等(2)	ガス温水機器、石油温水機器
照明(2)	LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯
自動車等(1)	2サイクルエンジン油
インテリア・寝装寝具(2)	ふとん、ベッドフレーム
災害備蓄用品(-)	一次電池(オフィス機器等と同じ)
公共工事(2)	断熱サッシ・ドア、排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
役務 (5)	省エネルギー診断、印刷、植栽管理、クリーニング、飲料自動販 売機設置

判断の基準等の見直し品目一覧②



気候変動対策への寄与(主な見直し品目)

分野	品目
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、 プリンタ複合機、スキャナ
電子計算機等	電子計算機
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器
役務	省エネルギー診断

プラスチック資源循環戦略への貢献(主な見直し品目)

分 野	品目
文具類	文具共通(主要材料がプラスチックの場合)
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、 プリンタ複合機
電子計算機等	電子計算機
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
インテリア・寝装寝具	ふとん
役務	クリーニング

文具類① [p.16]



文具類の共通基準(主要材料がプラスチックの場合等)の概要

判断の基準等の改定内容

- プラスチック
 - 現行の<u>文具類共通の判断の基準</u>の再生プラスチック配合率40%以上に加え、「<u>植物由来プラスチック</u>の使用」を新たに設定
 - 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用する場合「<u>再生プラスチック又は</u> 植物由来プラスチックの可能な限りの使用」を<u>配慮事項</u>として設定



植物由来プラスチックに係る基準の追加等

品目	判断の基準等
文具類共通	【判断の基準】 ○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。②及び③ 略
	【配慮事項】 ①~⑥ 略 ⑦ 製品の <u>包装又は梱包</u> にプラスチックを使用している場合は、 <u>再生プラスチック</u> であって環境負荷低減効果が <u>イック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が</u> <u>確認されたものが可能な限り使用</u> されていること。

コピー機等① [p.30]



コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機の見直し概要

- 省エネルギー性能
 - ◆ <u>複合機</u>については国際エネルギースタープログラム(以下「エネスタ」という。)Version3.0の基準に強化(ただし1年間の経過措置を設定)
 - エネスタ**Version3.0**において対象機器から除外となった<u>コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機</u>については現行のエネスタ**Version2.0**の基準に据え置き
 - リュースに配慮したコピー機等についてはエネスタVersion2.0の基準に強化
- プラスチック
 - 現行の配慮事項「少なくとも25g超の部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用」を判断の基準に格上げ
- プロ用複合機
 - 複合機のうち、印刷速度が速い、坪量の大きい用紙の使用が可能等の特徴を 有するプロ用複合機を対象に追加



消費電力量等及び再生プラスチック使用に係る基準の強化

品目	判断の基準等
コピー機	【判断の基準】 <共通事項>
複合機	①及び② 略
拡張性のあるデジ タルコピー機	③ 少なくとも <u>25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用</u> <u>プラスチック部品が使用</u> されていること。 ④ 略
	 〈個別事項〉 ① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。) → 国際エネルギースタープログラムVersion2.0準拠 ② 複合機(インクジェット方式を除く。) ア〜ウ(モノクロ複合機、カラー複合機、大判複合機) → 国際エネルギースタープログラムVersion3.0準拠エ〜カ(リユースに配慮した複合機、プロ用複合機) → リユースに配慮した複合機は国際エネルギースタープログラムVersion2.0準拠、プロ用複合機はVersion3.0準拠
	【配慮事項】 ①~⑥ 略



プロ用複合機の定義、省エネルギー性能の経過措置

■ プロ用複合機

- 以下のア〜カをすべて満たし、以下のキ〜スのうち、カラー製品の場合は 5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たす複合機(備考2)
 - ア. 坪量141g/㎡以上を有する用紙のサポート イ. A3判用紙の処理可能
 - ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度86枚/分以上
 - エ. 製品がカラーの場合、製品速度50枚/分以上
 - オ. 各色に対するプリント解像度600×600ドット/インチ(dpi) 以上
 - カ. ベースモデルで180kgを超える重量
 - キ. 紙容量8,000枚以上 ク. デジタルフロントエンド ケ. パンチ穴開け
 - コ. 無線綴じ又はリング綴じ
 - サ. DRAM1,024MB以上 シ. 第三者による色認証 ス. 塗工紙対応

■ 省エネルギー性能に係る経過措置

○ 判断の基準②の消費電力等に係る基準について令和2年度<u>1年間の経過措</u> 置を設定(備考15)



プリンタ、プリンタ複合機の見直し概要

- 省エネルギー性能
 - <u>プリンタ及びプリンタ複合機</u>についてはエネスタ<u>Version3.0</u>の基準に強化 (ただし1年間の経過措置を設定)
- プラスチック
 - 再生プラスチックの使用について「少なくとも<u>部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用</u>」を配慮事項から<u>判断の基準</u>に格上げ(ただしインパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機は適用除外)
- プロ用プリンタ及びプリンタ複合機
 - プリンタ及びプリンタ複合機のうち、印刷速度が速い、坪量の大きい用紙の使用が可能等の特徴を有するプロ用プリンタ及びプリンタ複合機を対象に追加



消費電力量等及び再生プラスチック使用に係る基準の強化

品目	判断の基準等
プリンタ	【判断の基準】
プリンタ複合機	 ① プリンタ及びプリンタ複合機 (大判機を除く。) ア. モノクロプリンタ、モノクロプリンタ複合機 イ. カラープリンタ、カラープリンタ複合機 ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ、プリンタ複合機 エ. プロ用モノクロプリンタ、プロ用モノクロプリンタ複合機 オ. プロ用カラープリンタ、プロ用カラープリンタ複合機 → 国際エネルギースタープログラムVersion3.0 準拠 ② 大判プリンタ、大判プリンタ複合機 → 国際エネルギースタープログラムVersion3.0 準拠 ③及び④ 略 ⑤ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。
	「配慮事項」 ①~⑥ 略



プロ用プリンタ等の定義、省エネルギー性能の経過措置等

- プロ用プリンタ、プロ用プリンタ複合機
 - 以下のア〜カをすべて満たし、以下のキ〜スのうち、カラー製品の場合は 5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たす複合機(備考2)
 - ア. 坪量141g/㎡以上を有する用紙のサポート イ. A3判用紙の処理可能
 - ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度86枚/分以上
 - エ. 製品がカラーの場合、製品速度50枚/分以上
 - オ. 各色に対するプリント解像度600×600ドット/インチ(dpi) 以上
 - **力. ベースモデルで180kgを超える重量**
 - キ. 紙容量8,000枚以上 ク. デジタルフロントエンド ケ. パンチ穴開け
 - コ. 無線綴じ又はリング綴じ
 - サ. DRAM1,024MB以上 シ. 第三者による色認証 ス. 塗工紙対応
- 再生プラスチックの使用に係る適用除外
 - 判断の基準⑤についてインパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機は適用除外(備考9)
- 省エネルギー性能に係る経過措置
 - 判断の基準①及び②の消費電力等に係る基準について令和2年度<u>1年間の</u> 経過措置を設定(備考10)



消費電力量等に係る基準の強化

品目	判断の基準等
スキャナ	【判断の基準】 ① 表1に示された基準を満たすこと。 → <u>国際エネルギースタープログラムVersion3.0</u> 準拠 ② 略
	【配慮事項】 ①~⑤ 略

省エネルギー性能の経過措置

- 省エネルギー性能に係る経過措置
 - 判断の基準①の消費電力等に係る基準について令和2年度<u>1年間の経過措</u> 置を設定(備考4)

電子計算機① [p.58]



電子計算機の見直し概要

- 省エネルギー性能
 - <u>サーバ型電子計算機</u>についてはトップランナー基準を指標とした判断の基準 を設定(令和2年度は<u>トップランナー基準達成率80%</u>)
 - <u>クライアント型電子計算機</u>についてはトップランナー基準を指標とした基準 (令和2年度は<u>トップランナー基準達成率70%</u>) 及びエネスタ<u>Version7.0</u> の基準の2本立ての判断の基準を設定
- プラスチック
 - 現行の配慮事項の筐体又は部品にプラスチックを使用する場合「少なくとも 筐体又は部品の一つに再生プラスチック部品又は植物由来プラスチックの使 用」を判断の基準に格上げ(サーバ型電子計算機は適用除外)



エネルギー消費効率等に係る基準の強化

品目	判断の基準等
電子計算機	【判断の基準】 ① サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に80/100を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 → 省エネ法のトップランナー基準達成率80%以上 ② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 表 2 に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に100/70を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。 → 省エネ法のトップランナー基準達成率70%以上 イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータ・ウ・ワークステーションエ・シンクライアント → 国際エネルギースタープログラムVersion7.0準拠



再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用

品目	判断の基準等
電子計算機	【判断の基準】 ③及び④ 略 ⑤ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、 <u>少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチック</u> であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

再生プラ又は植物由来プラの適用除外、判断の基準の逐次強化

- **再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用に係る適用除外等**
 - 判断の基準⑤について(備考15)
 - ◆ 筐体又は部品には付属のACアダプタ等を含む
 - **→ サーバ型電子計算機及びシンクライアントは適用除外**
- エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化
 - 判断の基準①及び②アのエネルギー消費効率に係る基準について<u>市場動向</u> <u>を勘案して適切に検討を実施</u>(備考**17**)

磁気ディスク装置① [p.68]



磁気ディスク装置の見直し概要

- 特定の化学物質
 - ◆ 特定の化学物質が含有率基準値を超過しないことを配慮事項として設定
- プラスチック
 - 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用する場合「<u>再生プラスチック又は</u> 植物由来プラスチックの可能な限りの使用」を<u>配慮事項</u>として設定

磁気ディスク装置2



配慮事項の新規追加

品目	判断の基準等
磁気ディスク装置	【判断の基準】 ① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した 基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
	【配慮事項】 ① 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②~⑤ 略 ⑥ 製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

電子卓上計算機 [p.82]



電子卓上計算機の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 特定の化学物質
 - <u>特定の化学物質が含有率基準値を超過しない</u>ことを<u>判断の基準</u>として設定

特定の化学物質の使用制限

品目	判断の基準等
電子卓上計算機	【判断の基準】 ① 使用電力の 50 %以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の 40 %以上使用されていること。 ③ <u>特定の化学物質が含有率基準値を超えない</u> こと。
	【配慮事項】 〇 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及 び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

一次電池(災害備蓄用品を含む) 【p.83、p.173】



一次電池の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 最小平均持続時間
 - <u>最小平均持続時間</u>に係る判断の基準を<u>JIS規格(JIS C 8515)の改定に準</u> <u>拠</u>して変更

一次電池に係る最小平均持続時間の変更

品目	判断の基準等
一次電池又は小型充電式電池	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小 平均持続時間を下回らない。こと。 ② 小形充電式電池(二次電池)であること。 【配慮事項】 ①及び② 略



携帯電話、PHS、スマートフォンの見直し概要

判断の基準等の改定内容

PHS

● <u>PHS</u>については本年7月にサービス提供が終了するが、引き続き公衆回線に接続しない内線等の用途への供給があることを踏まえ、特定調達品目からの削除は見送り

■ プラスチック

- 筐体又は部品(充電器含む。)にプラスチックを使用する場合に<u>再生プラス</u> <u>チック及び植物由来プラスチックの含有率に関する情報開示</u>を新たに判断の 基準として設定
- 現行の配慮事項の筐体又は部品(充電器含む。)にプラスチックを使用する場合に再生プラスチックに加え、「植物由来プラスチック」の可能な限りの使用を追加
- 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用する場合「<u>再生プラスチック又は</u> 植物由来プラスチックの可能な限りの使用」を<u>配慮事項</u>として設定



再生プラスチック及び植物由来プラスチックに係る情報開示

品目	判断の基準等
携帯電話	【判断の基準】 ①~⑥ 略
PHS	⑦ 製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める
スマートフォン	再生プラスチックの配合率及び植物を原料とするプラスチックであって 環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、 <u>当該情報がウエブサイト等で容易に確認</u> できること。
	【配慮事項】 ①~④ 略
	⑤ <u>筐体又は部品</u> にプラスチックが使用される場合には、 <u>再生プラスチック</u> <u>又は植物を原料とするプラスチック</u> であって環境負荷低減効果が確認されたものが <u>可能な限り使用</u> されていること。
	⑥及び⑦ 略⑧ 製品の<u>包装又は梱包</u>にプラスチックを使用している場合は、<u>再生プラス</u> <u>チック又は植物を原料とするプラスチック</u>であって環境負荷低減効果が 確認されたものが<u>可能な限り使用</u>されていること。



PHSの取扱い、プラスチックに係る情報開示

■ PHSの定義

- 携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう(備考2)
 - ▶ 内線用途のPHSについては国等の機関における固定電話機を含めた調 達状況を踏まえ、その取扱いについて検討
- 再生プラスチック及び植物由来プラスチックに係る情報開示
 - 判断の基準⑦のとおり、製品に使用されているプラスチック重量に占める 再生プラスチック及び植物由来プラスチックの割合(配合率)に係る<u>情報</u> をウエブサイト等において開示することを求めている
 - ▶ 再生プラスチック又は植物由来プラスチックの本体機器への使用については含有量に関する情報開示内容を踏まえ、基準化の可能性について検討

テレビジョン受信機 [p.92]



テレビジョン受信機の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- プラズマテレビ
 - プラズマ方式のテレビについては既に国内において販売されていないことから、特定調達品目の対象から除外
- 経過措置の延長
 - 受信型サイズ39V型以下のテレビについては市場動向を踏まえ、省エネルギー基準に係る経過措置を1年間延長



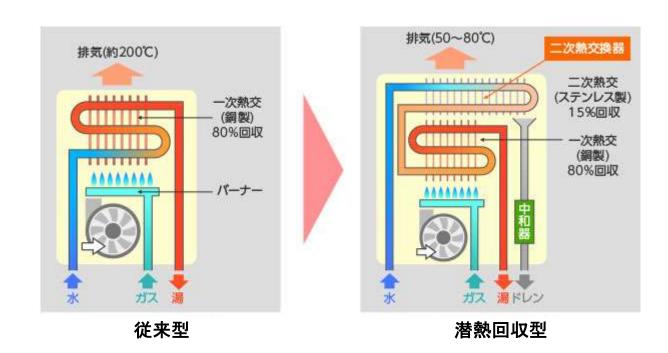
令和2年度を目途に改定予定の省エネ法トップランナー基準及び 多段階評価基準を踏まえ2段階の判断の基準の設定に係る検討

温水器等①



ガス温水機器【p.110】、石油温水機器【p.112】の見直し概要

- 高効率給湯器
 - 潜熱回収型ガス温水機器及び潜熱回収型石油温水機器について特定調達品目 の対象として明示するとともに、判断の基準としてエネルギー消費効率(定 格熱効率)90以上を設定



資料:(一社)日本ガス協会

温水器等②



潜熱回収型ガス温水機器、潜熱回収型石油温水機器

品目	判断の基準等
ガス温水機器	【判断の基準】 ① 潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。 ② 潜熱回収型ガス温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①~④ 略

品目	判断の基準等
石油温水機器	【判断の基準】 ① <u>潜熱回収型石油温水機器</u> にあっては、 <u>エネルギー消費効率が90以上</u> であること。 ② 潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①~④ 略



ふとんの見直し概要

- 再生PET樹脂由来のポリエステル繊維
 - 繊維部分全体重量比で<u>50%以上</u>(現行25%以上)。繊維部分全体重量に 占めるポリエステル繊維の割合が50%未満の場合は繊維部分全体重量比で 10%以上かつポリエステル繊維重量比50%以上【後半変更なし】
 - 繊維部分全体重量比で10%以上かつ製品使用後の回収・再使用又は再利用 のシステム構築【変更なし】
- 故繊維由来のポリエステル繊維
 - 繊維部分全体重量比で25%以上(現行10%以上)



再生PET樹脂配合率、故繊維由来ポリエステル繊維配合率の強化

品目	判断の基準等
ふとん	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ふとん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア・再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ・略 ウ・再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 略 【配慮事項】 ①~③ 略

公共工事(断熱サッシ・ドア) [p.191]



断熱サッシ・ドアの見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 省エネ法施行令の改正
 - エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正に伴う配慮事項において引用している条文番号の変更への対応

省エネ法施行令の改正に伴う変更

品目	判断の基準等
断熱サッシ・ドア	【配慮事項】 ① 略 ② エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。





排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 材料の定義・用語、JIS規格等との整合
 - 管の材料の定義及び用語を調達の実情やJIS規格等との整合を図るため、判 断の基準等を見直し

材料の定義及び用語、JIS規格等との整合

品目	判断の基準等
排水・通気用再生 硬質ポリ塩化ビニ ル管	【判断の基準】 〇 排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、 <u>リサイクル材料使</u> <u>用率</u> が表に示された区分の数値以上であること。
	【配慮事項】 ○ 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。



材料の定義及び用語、リサイクル材料使用率

■ 材料の定義及び用語

- 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準(備考2)
- 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合(備考3)
- 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a)4)、JIS K 9798 の3.a)4)及びAS 58の3.1(備考4)

■ リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%



省エネルギー診断の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- エネルギー管理体制・管理方法
 - 表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用 改善に加え、エネルギー管理体制・管理方法※の提案を新たに判断の基準と して設定
 - ※ 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の 設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる

エネルギー管理体制・管理方法の提案

品目	判断の基準等
省エネルギー診断	【判断の基準】 ○ 表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。

印刷① [p.210]



印刷の見直し概要

- インキに係るVOC対策の強化
 - オフセット印刷に使用するインキについて現行のバイオマス割合(植物油含有率から変更)、芳香族成分1%未満及び化学安全性に加え、<u>石油系溶剤含</u> <u>有率及びVOC含有率(UVインキ)</u>に係る判断の基準を新たに設定





インキに係るVOC発生抑制対策

品目	判断の基準等
印刷	【判断の基準】 <共通事項> ①~④ 略 <個別事項> ① オフセット印刷 ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。イ. インキの化学安全性が確認されていること。② 略 【配慮事項】 ①~② 略



バイオマス含有インキ

■ バイオマスを含有したインキ

- <u>バイオマス割合</u>(再生可能な生物由来の有機性原材料(植物由来の油を含み、化石資源を除く。)の含有量の割合)及び<u>石油系溶剤割合</u>(インキに含まれる石油(化石燃料系)を原料とした溶剤の含有量の割合)が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすもの(備考7)
- UVインキはVOC成分 (WHO (世界保健機関)の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物)が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準<個別事項>①アの基準に適合するものとみなす

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ(枚葉・オフ輪)	10%以上	25%以下
新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下

- 備考1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。
 - 2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。



植栽管理の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- チェンソーの使用
 - 剪定・伐採等にチェンソーを使用する場合、<u>チェンソーオイルは生分解性</u>の ものを使用すること<u>配慮事項</u>として設定

生分解性のチェンソーオイルの使用

品目	判断の基準等
植栽管理	【判断の基準】 ①~③ 略 【配慮事項】 ①~③ 略 ④ 剪定・伐採等にチェンソーを使用する場合のチェンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。 ⑤~⑦ 略

クリーニング① [p.247]



クリーニングの見直し概要

- プラスチック
 - プラスチック製の袋・包装材の削減のために<u>独自の取組の実施</u>を新たに判断の基準として設定
 - プラスチック製の袋・包装材を提供する場合は「<u>植物由来プラスチック</u>」の 使用を配慮事項に設定

クリーニング2



袋・包装材の削減対策、植物由来プラスチック製の袋の提供

品目	判断の基準等
クリーニング	【判断の基準】 ①~③ 略 ④ <u>袋・包装材の削減のための独自の取組</u> が講じられていること。 【配慮事項】 ①~④ 略 ⑤ プラスチック製の袋を提供する場合は、 <u>植物を原料とするプラスチック</u> であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ⑥ 略

クリーニング③



袋・包装材削減のための独自の取組、調達者の取組

■ 袋・包装材

○ 持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等(備考6)

■ 袋・包装材削減のための独自の取組

○ サービスの提供に当たって、<u>エコバック等の利用を推奨</u>すること、<u>持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認</u>すること、<u>ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供</u>すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置(備考7)

■ 調達者の取組

○ クリーニング品の受け取りに当たってはエコバックを利用するなど、袋・ 包装材の削減に取り組む(備考10)

WARM BIZ (ウォームビズ)





日本は、2030年度に、温室効果ガス排出量を26%削減(2013年度比)する目標を掲げています。
「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、
脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い替え」
「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など、
地球温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」を
していこうという取組です。

クールチョイス

検索

